

## 令和8年度 横浜市都筑区社会福祉協議会 事業方針

本会は、「誰もがあんしんして自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」という活動理念の実現のため、「身近な地域の支えあい・つながり活動の推進」の考え方を基盤として各種事業を推進します。

今年度は策定された第5期地域福祉保健計画を軸に、さらに地域福祉が推進されるよう、その活動支援とともに地域の声に耳を傾け、本会に対し何を求められるか、何を必要とされているかを常に意識し、必要なネットワークの構築と業務を展開してまいります。加えて引き続き社会福祉協議会について、広く周知し、本会が目指す理念実現に向けて地域社会づくりを進めます。

### 【重点取組項目】

#### 1 身近な地域における支援活動の強化

##### (1) 地区社協等の運営・活動支援

区民の身近な地域組織である地区社協の安定した運営が継続できるよう、必要な支援を行います。そのために、実務等の研修を充実させ、かつ、助成金を見直します。

併せて、情報発信を強化し、安定的な地区社協運営を確保します。

##### (2) 個々の困りごとに対する支援の充実

様々な困りごとを抱える方々に対して、課題解決に向け地域で支えあう生活支援の取組の充実を図ります。また、ケアプラザとともに身近事業の視点による事業実施を意識しつつ、地域支援を推進します。

#### 2 大規模災害への備え

発災時に災害ボランティアセンターが滞りなく開設し、円滑に運営できるよう、区役所関係部署・区災害ボランティアネットワーク・市社協とともにシミュレーション訓練等を継続実施します。また、必要な資機材の整備を進めつつ、企業等との機器提供・駐車場確保の協定締結に向けての取組を進めます。

#### 3 社会福祉協議会の情報発信強化

地区社会福祉協議会を含む社会福祉協議会の理念や役割・事業について、表現・内容を工夫しながら、多様な媒体を活用し幅広く周知し、区民一人ひとりと繋がりを持ち、安心して自分らしく暮らせる地域社会づくりを目指します。

#### 4 安定した組織運営

本会の運営が一層安定するよう、限られた予算・時間を有効に活用するため、仕組みの改正も含め、検討します。また、引き続き、法人運営と財務の事務・各事業についての適切な業務執行と、小さな異変に気づき、お互いがサポートし合う組織風土を大切にします。

【事業計画書の見方】(財源)8年度予算額[7年度予算額]

・第5期地域福祉保健計画の該当項目

目指す姿1 であい であいが広がり、つながる機会がたくさんある

目指す姿2 ささえあい ささえあい、健やかに生活できる

目指す姿3 わかちあい 多様性が尊重され、その人らしく生活できる

・重点は本会事業方針の該当項目

## I 地域福祉推進のための取組

### 1 第5期都筑区地域福祉保健計画の推進

(共同募金配分金)500千円 [2,400千円]

#### (1) 第5期都筑区地域福祉保健計画の推進

区計画を着実に推進するとともに、連合町内会自治会や地区社会福祉協議会(以下、地区社協)が主体となって策定した地区別計画についても、区役所、地域ケアプラザ(以下、ケアプラザ)、都筑区社会福祉協議会(以下、本会)の三者が連携し、地域の取組を支援します。

#### (2) 「つづき あい基金」の運営及び活動助成

第5期地域福祉保健計画推進のため、見直した助成内容を周知し、関連する活動に助成することで計画推進を支援します。

### 2 「身近な地域のつながり・支えあい活動」の推進

(区地域福祉保健計画目指す姿1・2・3) (重点1)

制度の狭間にある一人ひとりの課題や困りごとを住民とともに解決に向けて取り組む「身近な地域のつながり・支えあい活動推進」事業の考え方を基盤として、社会的孤立の解消や、自らの意思が反映された生活を送れる等、支えあいの活動を支援します。また、身近な地域で見守り支えあえる地域づくりを関係団体とともに進め、「地域共生社会の実現」に向けて取り組みます。加えて、法人施設や企業等、多様な主体と連携した地域支援の推進を進めます。

- ①地区社協支援・ケアプラザ等との関わりを通じた個別ニーズの把握と支えあい活動への取組
- ②身近な地域での相談できる場やネットワークづくりへの取組
- ③「子ども食堂」や「学習支援」「集いの場」など、子どもの居場所づくりに関する取組への支援
- ④食料支援を通じた、関係機関との連携による困窮世帯支援

### 3 地区社協の支援(区地域福祉保健計画目指す姿1・2・3) (重点2)

地域の身近な存在である地区社協が、地域内のさまざまな団体のネットワーク組織としての強みを生かしながら、一人ひとりの困りごとに寄り添い、解決に取り組む地域づくりの中心的な役割を担えるよう、身近な地域活動の支援を進めます。

#### (1) 地区社協分科会・事務局長会議の開催

- ①地区社協分科会(会長・事務局長の合同会議)(年3回)
- ②地区社協事務局長会議(年3回)

**(2) 地区社協研修会・合同情報交換会の開催**

地区社協役員・活動者を対象とした実務的な研修を開催し、安定した地区社協運営を支援します。なお、企画内容については、地区社協会長・事務局長等の意見を参考に検討していきます。

- ①地区社協関係者向け研修（年2～3回）
- ②地区社協同士の情報共有、意見交換を目的とした情報交換会（年1回）

**(3) 地域アセスメント等に基づいた地域支援の推進**

地域の活動状況について、区役所やケアプラザとともに、地域活動を支援します。

**(4) 地区社協ヒアリングの実施**

各地区社協と活動状況・事業計画の確認や課題の共有を行い、地域のニーズに即した支援を行います。

**(5) 地区社協活動の広報**

地区社協の活動を広く周知します。

- ①ホームページの地域活動の紹介ページの充実、またXなどのSNS媒体を通して地区社協活動や地区社協が発行する広報紙を掲載
- ②本会広報紙「しゅんらん」へ地区社協活動について掲載

**(6) 地区社協活動への財政的な支援**

- ①地区社協への助成金の交付  
地区社協に助成金を交付し、地区社協活動を支援します。
- ②賛助会費還元金の交付  
区社協賛助会費の50%と事務費1%を地区社協へ交付し、地区社協活動を支援します。

**4 生活支援体制整備事業の推進(区地域福祉保健計画目指す姿1・2)**

(正会費収入・市社協補助金) 272千円 [200千円]

「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた都筑区アクションプラン」に基づき、区役所やケアプラザとの一体的な地域支援により、高齢者の生活支援や社会参加の機会、地域の支えあい活動が一層充実するよう取り組みます。

また、企業やNPO法人、法人施設等と連携しながら、地域の状況に応じた具体的な取組や活動づくりを進めます。

**(1) 第2層生活支援コーディネーターとの連携・協働による地域支援の推進**

ケアプラザの生活支援コーディネーター連絡会の開催（月1回）

**(2) インフォーマルサービス情報の周知と管理**

横浜市の検索サイト「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」、「インフォーマルサービスリスト」によるインフォーマルサービス情報を管理し、一般公開と活用方法を周知します。

**(3) 社会福祉施設等との地域連携**

社会福祉施設や企業との地域連携を推進し、買い物支援や生活支援団体（ちょこっとボランティア等）の充実を図るため、社会福祉法人や企業と地区社協やボランティア団体等をつなげ連携を進めます。

また、会員施設が所有する車両に「地域の見守り活動中」のマグネットシートを貼った活動を推進し、ゆるやかな見守り活動を行います。

## 5 地域活動交流コーディネーターの支援事業の推進

(市社協補助金) 82 千円 [82 千円]

地域ケアプラザ業務連携指針に基づき、子どもや高齢者、障害者など、地域に暮らす全ての人たちが、孤立することなく地域の一員として、自分らしく支え合って暮らせるような、住民主体の地域づくりについて地域活動交流コーディネーター連絡会の開催等を通じて支援します。

### (1) ケアプラザの地域活動交流コーディネーターの支援を通じた地域支援の推進

ケアプラザの地域活動交流コーディネーター連絡会の開催 (月 1 回)

### (2) 研修 (事例検討、施設見学 等) の開催

## 6 福祉教育・福祉啓発、企業の地域貢献の推進 (区地域福祉保健計画目指す姿)

(市社協補助金・正会費収入) 50 千円 [40 千円]

福祉の理解啓発の取組を福祉教育とし、学校や地域、企業等からの相談に応えられるよう様々なメニューを用意し、実施します。

### (1) 福祉教育・福祉啓発のための相談機能や周知活動の充実

#### ①相談、コーディネート

学校や企業等などで行われる福祉教育や、地域団体等が実施する福祉啓発活動に関する相談や協力者紹介などのコーディネートを行います。また、令和 6 年度に作成した福祉教育一覧表を一部改定し、活用して福祉教育の提案をします。

#### ②啓発活動

障害者とその家族、障害福祉分科会や支援機関との連携による障害当事者発信の啓発活動を支援し、学校や地域、企業等への障害理解を進めます。

### (2) 企業の地域貢献に関する相談や周知活動の充実

企業の地域貢献に関する相談対応や情報提供などのコーディネートや、プログラム集などを活用し、企業の地域貢献への参加を促進します。

## 7 都筑区ふれあい助成金などを通じた福祉保健活動への支援 (区地域福祉保健計画目指す姿 1・2)

ふれあい助成金 (共同募金配分金・市社協補助金) 8,260 千円 [ 7,745 千円]

「都筑区ふれあい助成金」をはじめとする各種助成制度を活用し、地域福祉保健計画を推進するとともに、ボランティア活動団体や障害当事者団体等の活動が継続的かつ安定して行えるよう財政面での支援を行います。また、各種福祉保健団体の活動状況を把握し、継続的に支援します。

### 各種団体助成の実施・情報提供

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ①都筑区ふれあい助成金       | ②善意銀行配分 (別掲)        |
| ③つづき あい基金助成金 (別掲) | ④年末たすけあい募金事業助成 (別掲) |
| ⑤民間助成金情報の提供       |                     |

## 8 年末たすけあい配分金事業

(共同募金配分金) 5,860 千円 [5,860 千円]

地域福祉の推進のために、地域の福祉団体が年末に行う事業と地区社協が実施する要援護者の見守り活動事業等に助成を行うとともに、生活に困窮する世帯に食支援を行います。

- ①年末に地域の福祉団体が行う事業への配分
- ②地区社協が行う地域の見守り活動等への配分
- ③食に困窮する世帯への食支援

## II 地域福祉推進の基盤づくり

### 1 ボランティア活動の推進(区地域福祉保健計画目指す姿1・2・3)

(区受託金) 3,290 千円 [3,507 千円]

ボランティア活動希望者の受付・登録・活動先紹介や、登録後のフォローなどのコーディネートを行います。コーディネーターが難しい相談や地域での支援の必要性が高い相談については、地区社協やケアプラザ、ボランティア団体等とも連携し、解決に向けた取り組みを行います。

また、ボランティア個人や団体が安心安全にボランティア活動を行えるように、ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険を取り扱います。

#### (1) ボランティアセンター運営委員会の実施

ボランティアや地域住民の意見を反映した事業を行うため、ボランティアセンターの運営方法や事業の方向性・善意銀行の配分などを協議します。(年2回)

#### (2) 各種ボランティア相談・調整・活動支援事業

- ①個人・団体ボランティア登録および更新
- ②団体登録および更新
- ③ボランティア活動者に向けた講座の開催
- ④ボランティア交流会の開催(年2回)
- ⑤助成金情報、研修、講座などの情報提供及び活動支援

#### (3) ボランティア広報啓発事業

- ①ボランティア情報紙「ボランティアどっとこい！」の発行(年2回)
- ②ホームページによるボランティア情報等の提供(随時)
- ③公式LINEによる情報提供(随時)
- ④福祉保健活動拠点内ボランティア情報コーナーの設置および関係機関へ広報紙の配付
- ⑤Xを活用した情報提供(随時)

#### (4) ボランティア・市民活動分科会の開催

ボランティアグループ同士のネットワークづくりや情報交換をします。また、ボランティア活動者に向けた研修の企画を検討します。

## 2 災害ボランティアセンター運営体制の強化(区地域福祉保健計画目指す姿2) (重点2)

(市社協補助金、正会費収入) 93 千円 [60 千円]

発災時に災害ボランティアセンターが滞りなく開設し、円滑に運営できるよう、区役所関係部署・区災害ボランティアネットワーク・横浜市災害ボランティア支援センターとともにシミュレーション訓練等を実施します。

また、資機材の整備および企業等と運営に必要な備品・駐車場等の提供に関する協定締結に向けての取り組みを進めます。

### (1) 都筑区災害ボランティアセンター体制整備

- ①都筑区災害ボランティアネットワークへの支援
  - ・定例会の開催協力
  - ・防災セミナーの共催
  - ・区民まつり等での団体 PR の実施協力
- ②区災害対策本部との連携
  - ・区との協定に基づいた災害ボランティアセンターの運営に関する調整
  - ・災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーション訓練の実施
  - ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの更新
- ③横浜市社会福祉協議会と連携した災害情報システムの運用訓練
- ④発災時の事務局体制の整備
  - ・災害ボランティアセンターの立ち上げ想定を検討及び災害情報システム訓練の実施
  - ・Xを活用した情報発信
- ⑤地域防災拠点との連携
  - ・地域防災拠点連絡会との伝達訓練の実施

### (2) 資機材の整備等

- ・必要な資機材の整備
- ・企業等との機器提供・駐車場確保の協定締結に向けた取り組み

## 3 善意銀行の運営(区地域福祉保健計画目指す姿2)

(寄付金収入) 2,020 千円 [1,800 千円]

区民、企業、団体等から寄せられた善意の寄付金品の受付を行います。

寄せられた寄付金品については、都筑区内の福祉活動の推進を目的に福祉活動団体や障害当事者団体等に配分し、食料品等物品寄付については食支援へ活用します。また、取組の周知活動を強化し、寄付の受付方法および用途についての報告書作成や広報よこはま都筑区版への寄付預託者報告等、配分状況周知に力を入れるなど寄付文化の醸成に努めます。

また、遺贈についてホームページに掲載し、周知を進めます。

## 4 都筑区福祉保健活動拠点「かけはし都筑」の運営(区地域福祉保健計画目指す姿1)

(区受託金収入、利用料収入) 20,352 千円 [18,208 千円]

指定管理者として、ボランティアに関する相談及び育成、地域福祉保健活動への個人・団体の参加及び連携に関する支援、施設の利用調整及び保守管理業務を行うとともに、地域住民の自主的な福祉活動・保健活動の中核となるよう、利用促進に取り組みます。

また、拠点登録団体の交流会を通じ、新たなネットワークづくりや地域福祉活動の活性化を図ります。

- ①拠点利用団体交流会の開催（年2回）
- ②防災訓練の実施（年2回）
- ③区民利用施設との情報共有及び連携（通年）
- ④拠点予約状況の提供（原則毎日）
- ⑤ご意見箱の設置（通年）
- ⑥窓口満足度調査の実施（年1回）

## 5 地域への福祉啓発事業(区地域福祉保健計画目指す姿1) (重点3)

(共同募金配分金・正会費収入) 1,387千円 [1,271千円]

### (1) 広報紙「しゅんらん」の発行

区社協の活動や、身近な地域で行われている福祉活動の紹介を通じて、区民への福祉の啓発や活動への参加を促します。

○発行予定 年2回（公共施設配架・班回覧）

### (2) ホームページの運用と SNS の活用

①区社協ホームページを随時更新し、地域の活動や区社協事業などの情報を発信するとともに、地区社協の活動やイベント情報を地区ごとに見られるようなホームページを改正します。

(ホームページアドレス <https://www.tuzuki-shakyo.jp/> )

②Xを活用し、広い世代にも情報を発信します。

(アカウント <https://twitter.com/tuzukikushakyo> )

③公式 LINE を開設し、情報を広く発信します。

④区社協事業紹介リーフレットの英語翻訳版をホームページに公開します。

### (3) 都筑区社会福祉大会の開催

区内の地域福祉保健活動に尽力、推進されたボランティア・社会福祉関係者および団体の顕彰を行います。

○開催予定 令和9年2月

## Ⅲ 子ども・青少年への支援

### 1 子ども・青少年の取組の推進(区地域福祉保健計画目指す姿2)

児童福祉分科会や子育てを支援する団体との連携を通じ、子どもの青少年を支援するための地域づくりを進めます。

#### (1) 子どもを取り巻く課題への取組

子育てを支援する団体、企業やフードバンク、区役所、フードドライブ事業等と連携し、生活に困難を抱える子ども等がいる世帯への支援を進めます。

団体・区役所・民生委員児童委員等と連携し、生活に困難を抱えた個別の支援を行います。子どもをとりまく生活状況を共有するため「子ども支援団体連絡会」を開催します。加えて、当連絡会において作成更新した子ども食堂や学習支援等の「子どものあんしん居場所マップ」を活用した周知を行います。

## (2) 子育て支援ネットワーク会議への参加

区域、地域で行われる子育てネットワーク会議を通して課題の共有を行うとともに、地域全体で子育てを応援する風土づくりを進めます。

## (3) 児童福祉分科会の開催

区内の児童福祉施設等、事業所の同士の情報交換や地域貢献の情報等について共有します。

## 2 子育て支援団体への支援（善意銀行配分及び都筑区ふれあい助成金、年末たすけあい配分）

区や関係機関と連携し、子育て支援団体への活動を支援し、また、グループへ活動費の一部を助成します。

# IV 高齢者・障害児者の支援

## 1 あんしんセンター事業（区地域福祉保健計画目指す姿3）

（市社協受託金・利用収入）455千円 [391千円]

ご自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある、高齢者や障害者の福祉サービスの情報提供や金銭管理など、安心して生活が送れるよう支援します。

### (1) 権利擁護事業の実施

生活や金銭管理、成年後見制度など幅広く権利擁護に関する相談を受け、高齢者や障害者の財産や権利を守り、安心して日常生活が送れるようサービスを提供します。

#### ①権利擁護に関する相談の実施

生活や金銭管理、成年後見制度など幅広く権利擁護に関する相談を実施します。

#### ②契約によるサービス提供

契約に基づき、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などが困難な高齢者や障害者の生活を支援します。

- ・福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス、
- ・預金通帳など財産関係書類等預かりサービス

#### ③権利擁護事業の周知啓発

関係機関へあんしんセンターの周知や利用方法の説明を行います。

### (2) 成年後見制度利用促進

成年後見制度の利用促進のため、横浜生活あんしんセンター、区役所、ケアプラザ等と協力してサポートネットを開催します。

#### ①区サポートネット全体会への参加（年3回）

専門職と地域支援者とのグループワーク

#### ②区サポートネット専門職会議への参加（年4回）

チームの継続支援、モニタリング、区域の権利擁護の相談分析と課題の検討

#### ③市サポートネット連絡会（年2回）に参加し、支援者間で情報共有を行います。

#### ④成年後見制度の制度説明、相談、他相談機関への紹介

### (3) 市民後見人活動支援 横浜市市民後見人バンク登録者への継続した支援

横浜生活あんしんセンター、区役所と協力して支援を行います。

#### ①市民後見サポートネット（年1回）の開催。

#### ②横浜生活あんしんセンターと協力しバンク登録者の面談（年2回）を行います。

#### ③受任した市民後見人に対して情報提供を行い、後見活動が円滑に進められるよう支援します。

## 2 高齢者支援事業（区地域福祉保健計画目指す姿1・2・3）

高齢福祉分科会、区や各ケアプラザとの連携により、高齢者が自分らしく安心して暮らせるよう、地域の支えあい活動等を支援します。

### （1）地域ケア会議等への参画

各地域包括支援センターが開催する地域ケア会議を通し、課題の共有を行うとともに連携により解決に向けて取り組みを進めます。

### （2）認知症高齢者への支援

認知症の方やその家族等が、気軽に集える「サロン」や「カフェ」の活動を支援します。またケアプラザで行っている「チームオレンジ」の活動を応援します。

### （3）高齢福祉分科会の開催

区内の高齢福祉施設、事業所の施設同士の情報交換や地域貢献の情報等について共有します。

### （4）「ヨコハマあんしん登録」登録支援事業（市社協受託金）2,467千円〔-千円〕

65歳以上の高齢者がいざという時のために、必要な情報を登録する「ヨコハマあんしん登録」において、自身で登録が難しい方への入力を支援します。

## 3 障害児者支援事業（区地域福祉保健計画目指す姿3）

障害福祉分科会を中心として、障害理解啓発や社会参加の支援を行います。

### （1）障害理解と障害児者支援の取組

#### ①障害児者の社会参加支援

自立支援協議会と協働で、ガイドヘルパー等支援者の育成、ガイドボランティアの啓発に取り組みます。また、障害者とその家族、障害支援関係者等と地域をつなぐための地域づくりプロジェクト「つづきまるっとプロジェクト」へ参加し、関係機関等と連携して、障害の有無に関わらず誰でも住みやすい地域の実現のため取り組みます。

#### ②障害者週間キャンペーンの実施

「障害者週間」に合わせ、福祉農園実行委員会の一員として、障害児者世帯と地域住民との交流を目的とした啓発・交流イベント「～福祉農園～障害者と地域の共生フェスタ」を障害者週間キャンペーンを実施します。

### （2）障害福祉分科会の開催

区内の障害児者福祉施設、事業所の施設同士の情報交換や地域貢献の情報等について共有します。また、福祉教育の教材および講師の派遣や共生フェスタへのパネル展示の協力をします。

## 4 移動情報センター事業（区地域福祉保健計画目指す姿2）

（市社協受託金）9,602千円〔8,811千円〕

障害児者などからの移動に関する相談を受け、支援制度の案内や福祉サービスなどの紹介・コーディネートを行います。また区ボランティアセンターや区役所、地域の福祉関係団体と連携し、ガイドボランティア・ガイドヘルパーの育成・支援に取り組みます。

(1) 障害児者の外出相談窓口

- ①移動に関する相談対応・コーディネート及び区役所等関係機関との連携（通年）
- ②障害児者・家族および地域、関係機関への周知活動（通年）
- ③移動支援事業所支援状況の情報収集、連携、支援（通年）
- ④推進会議の開催（年2回）
- ⑤広報紙の発行および関係機関へ配架（年2回）

(2) ガイドボランティア事業

(市補助金)1,947千円[1,645千円]

- ①ガイドボランティア、支援対象者の登録事務及び活動支援（通年）
- ②公式LINEでの情報発信・および広報紙の発行・配架
- ③ガイドボランティア育成講座の開催
- ④ガイドボランティア活動者茶話会の開催
- ⑤福祉関係団体・地域住民に向けたガイドボランティア説明会の開催

## V 区社協の経営・運営推進

### 1 理事会・評議員会・監事会の開催

地域福祉の推進を目的とする組織として、地域に根ざした活動を推進するため、会員相互の連携による組織運営を行います。

- ①理事会：年3回
- ②評議員会：年3回
- ③監事会：年1回

### 2 会員の拡充と分科会の開催

(1) 部 会

- ①地域福祉関係団体
- ②当事者団体
- ③専門機関
- ④学識経験者

(2) 分科会

- ①民生委員・児童委員
- ②地区社会福祉協議会
- ③自治会・町内会
- ④ボランティア・市民活動等
- ⑤障害福祉
- ⑥高齢福祉
- ⑦児童福祉
- ⑧地域福祉保健団体

(3) 委員会

- ①評議員選任・解任委員会
- ②ボランティアセンター運営委員会
- ③都筑区ふれあい助成金配分委員会
- ④顕彰委員会

(4) 会員向け研修会

本会会員間の連携や情報共有を促進するため、会員向け研修を実施します。

### 3 賛助会員の募集

地区社協と協働し、社会福祉協議会の活動を財政面で支える賛助会員の募集を行います。また、賛助会員に地域の福祉活動などの情報提供を効果的に行うことで、広く地域福祉への啓発を行います。

## 4 安定した組織運営（重点4）

### （1）適切な業務執行

本会の運営が一層安定するよう、限られた予算・時間を有効に活用し、法人運営と財務の事務・各事業について適切な業務執行を継続させていきます。

### （2）組織風土の醸成

組織内の日常的なコミュニケーションを重視し、小さな異変に気づき、お互いがサポートし合い、全体で業務を推進する組織風土を作ります。

## VI その他の取組

### 1 共同募金・年末たすけあい募金への協力

県共同募金会横浜市都筑区支会事務局として、ボランティア団体、市民活動団体、住民参加型の地域たすけあい活動への支援等を目的に、自治会町内会や民生委員児童委員、地域福祉活動団体、地元企業の協力のもと、戸別募金や街頭募金などの募金活動を行います。

### 2 生活福祉資金の貸付・援護事業

#### （1）生活福祉資金の貸付

（県社協受託金）5,904 千円 [4,360 千円]

低所得世帯や高齢者・障害者の世帯等に対し、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、一時的な資金の貸付と必要な相談支援を行います。また、引き続き、新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金の特例貸付の償還猶予者のフォローアップ支援や他機関への相談支援等を行います。

#### （2）災害見舞金の給付

（共同募金配分金）100 千円 [100 千円]

火災・風水害等の災害が発生した際に、罹災世帯に見舞金を給付します。

### 3 各種福祉関係団体事務局の運営

- （1）神奈川県共同募金会横浜市都筑区支会
- （2）日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部都筑区地区委員会
- （3）都筑保護司会
- （4）都筑区更生保護女性会
- （5）都筑区更生保護協会
- （6）都筑区戦没者遺族会